

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岐阜市	島	令和3年3月12日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	70.19 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70.19 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	29.36 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.48 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	25.48 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.93 ha
(備考) 地区内の耕地面積70.19haの内訳 : 水田 0.0ha / 畑 70.19ha	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

えだまめ・ほうれん草等、市内の特産農産物の一大産地として農業経営に誇りを持っているが、農地が市街化区域内にあるため、固定資産税等が経営継続の大きな負担になっている。また、相続税も高額で、相続の度に農地を売却せざるを得なくなっているため、農地の維持や集積が難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

既存の中心経営体等に農業経営を継続させるとともに、新規就農者を呼び込むなど、農地の維持や集積に取り組む。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地法による転用制限が無く、所有者が貸借の設定を拒否するなど集積が上手く進まない。
都市農業の振興のため導入された生産緑地制度の活用促進に向け、指定要件の緩和など有効な方策を要望していきたい。

高齢等で離農する農家の優良農地や農機具等を、新規就農希望者や近隣の農業者へマッチング出来るような取組を検討していきたい。